

施行 令和7年9月1日

一般社団法人日本地球化学会
著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする）が発行する著作物に関する著作権の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 著作権 著作権法が定めるところの著作権と同一の意味を有する。
- (2) 著作物 著作権法が定めるところの著作物と同一の意味を有する。
- (3) 著作者 著作権法が定めるところの著作者と同一の意味を有する。

(著作権の帰属と譲渡)

第3条 本会を介して情報発信される次の著作物の著作権は本会に帰属する。

- (1) 和文誌「地球化学」
 - (2) 英文誌「Geochemical Journal」1巻～55巻
 - (3) 日本地球化学会年会要旨集
 - (4) 日本地球化学会ニュース
 - (5) 本会ホームページ(ウェブサイト)等への掲載事項および公衆送信で提供するもの
- 2 著作者が、本会の出版物に著作物を掲載する際は、複製権及び公衆送信権(インターネット配信等)を、本会に譲渡するものとし、頒布の許諾を与えるものとする。日本地球化学会年会時の学術発表資料などの著作権は著作者に属する。
- 3 写真やイラストなどの著作物については、著作者が本会に出版等の利用許諾を与えた場合には、著作権を著作者に留保する旨を申し入れることが出来る。ただしその著作物の下に著作者名を明記しなければならない。
- 4 本会の出版物の中で、著作者が明記されていない文章、イラスト、写真等の著作物は、本会にすべての著作権が帰属する。
- 5 本規則に該当しない著作権の取扱いについては、本会と著作者の間で別途協議する。

(著作権の利用)

第4条 当該著作物の全部、または一部を複製、転載する場合は、本会の許諾を得て、別途定める使用料を支払わなければならない。ただし、以下の場合は許諾または使用料

を必要としない。

- (1) 許諾及び使用料を必要としないもの
 - ア. 著作権法第 30 条以降で著作権が制限される場合
 - イ. 著作者自身による研究、教育の営利を目的としない利用
- (2) 許諾が必要であるもので使用料を必要としないもの
 - ア. 著作者以外の者による、本法人の目的に沿った、研究、教育で営利を目的としない利用
- 2 当該著作物の全部、または一部を公衆送信（インターネットで公開すること。以下同じ）する場合は、本会の許諾を得て、使用料を支払わなければならない。ただし、以下の条件に合うものは、許諾または使用料を必要としない。
 - (1) 著作者個人のウェブサイトで営利を目的としない公衆送信
 - (2) 著作物に関わる研究プロジェクトのウェブサイトで営利を目的としない公衆送信
 - (3) 著作者の所属する組織での業績データベースとしての利用や図書館での利用
- 3 本会の出版物である、和文誌「地球化学」、英文誌「Geochemical Journal」、および「日本地球化学会 年会講演要旨集」に関する手続きは学術著作権協会に委託する。
- 4 本会の著作物を利用する際には、出典を明示しなければならない。

（著作者の責任及び著作権侵害）

- 第 5 条 本会が著作権を有する著作物の内容に関して、著作者が創作に関与した部分については著作者自身が責任を負うものとし、第三者よりの著作権侵害、名誉棄損、またはその他の紛争を生じた場合は、著作者自身が一切の責任を負い処置するものとする。
- 2 本会が著作権を有する著作物に関して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

（例外的取り扱い）

- 第 6 条 本会と他の学協会等が協催する事業活動の際に、投稿される論文等の著作権について別段の取決めがある場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。
- 2 和文誌「地球化学」および英文誌「Geochemical Journal」については投稿規程およびウェブサイトに掲載されている取決めを本規程に優先して適用する。

（既発行の著作物の取り扱い）

- 第 7 条 本規程の施行前に本会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

(参考)

本規定は、地球惑星科学連合の著作権規則を参考に作成した。